

基 発 第 1 7 6 号  
平 成 8 年 3 月 2 9 日  
改正 基 発 第 5 2 6 号  
平 成 9 年 7 月 1 8 日  
改正 基 発 第 0 9 1 9 0 0 2 号  
平 成 1 4 年 9 月 1 9 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労災認定における医師の作成する意見書、鑑定書等の早期収集のための医師会、  
労災病院等との連携について

労働者災害補償保険法は、被災労働者及びその遺族の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としているところであるが、近年「過労死」事案等複雑、困難な事案の増加等によりその処理が長期化する傾向にあり、その原因の1つとして、医師の作成する意見書、鑑定書等（以下「意見書等」という。）の収集の遅れが指摘されているところである。

これら意見書等の収集については、現在、業務上外の認定等において医学的判断が必要な場合には、都道府県労働基準局長が委嘱している地方労災医員（以下「局医」という。）等に対して医師の作成する意見書等の作成依頼を行っているところであるが、請求事案によっては、当該事案に係る診療科目を専門とする医師が局医として委嘱されていないため依頼先の確保が困難な都道府県労働基準局（以下「局」という。）や、特定の診療科目を専門とする局医に依頼が集中するため意見書等の収集に長時間を要している局がみられる状況にある。

については、このような状況を改善するため、都道府県医師会（以下「医師会」という。）、労災病院（吉備高原医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを含む。以下同じ。）、公的病院、大学病院等との密接な連携のもと、下記により労災認定における意見書等の早期収集のための方策を講ずることとするので、これによる迅速な労災認定の実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本通達の施行に当たり、本職より日本医師会長及び労働福祉事業団理事長に対し、別紙1及び2のとおり協力要請を行ったので、念のため申し添える。

記

- 1 意見書等の収集に必要な医師の把握について  
各局においては、管内の労災保険請求の状況、長期未処理事案の状況、現行の認定業務における意見書等の収集状況等を総合的に勘案の上、意見書等の収集を図る上で必要な診療科目を専門とする医師の把握を行うこと。
- 2 意見書等の収集に必要な医師の確保について  
各局においては、医師会、労災病院等との連絡、協議、情報交換等の場として設置する連絡協

議会、産業保健推進センター等を通じて、現行の労災補償行政における事務処理上の問題点等について理解を求め、労災協力医（労災認定に係る意見書等の作成について協力を得られる局医以外の医師をいう。以下同じ。）を確保することにより意見書等の早期収集のための積極的な方策を講ずること。

(1) 医師会との連携

イ 各局は、医師会に対して、意見書等の早期収集を図る上で必要な診療科目を専門とする医師の不足状況等について情報提供を行い、当該科目を専門とする医師の紹介を要請すること。

ロ 各局は、上記イの要請に基づき医師会より紹介のあった医師に対して、労災補償制度等について十分な説明を行った上で、労災協力医への就任を要請すること。

(2) 労災病院との連携

管轄区域内に労災病院が設置されている局においては、労災病院に対して、院内に医師の紹介等局との情報交換を行う担当窓口の設置を要請するとともに、当該窓口を通じて、必要な診療科目を専門とする医師の不足状況等についての情報提供、意見書等の作成に協力が可能な医師の選定・紹介、労災協力医への就任の要請等を行うこと。

(3) 公的病院、大学病院等との連携

各局は、管内の実情に応じ、管内の公的病院、大学病院等に対しても、上記(1)又は(2)に準じて、労災協力医の確保について協力を要請すること。

3 労災協力医の委嘱等について

(1) 各局においては、労災協力医の就任を承諾した医師に対して、就任承諾(内諾)書(別添様式1)又は就任承諾書(別添様式2)を徴した上で各局長名の委嘱状(別添様式3)を交付すること。

なお、委嘱した労災協力医が辞任を申し出た場合には、辞任届(別添様式4)を徴した上で各局長名の委嘱を解く文書(別添様式5)を交付すること。

(2) 労災協力医の任期

労災協力医の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(3) 労災協力医への援助

各局においては、労災協力医との密接な意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を設けるとともに、随時労災補償行政に係る各種通達や書籍の提供等必要な援助を行うこと。

4 労災協力医に対する依頼事項について

労災協力医に対する依頼事項は、次のとおりとする。

(1) 労災保険給付等に必要な意見書等を作成すること。

(2) 労災保険給付等に必要な医学的事項についての助言等を行うこと。

5 労災協力医に対する謝金等について

(1) 上記4の(1)に基づき労災協力医が作成した意見書等の費用については、平成8年7月24日付け基発第479号「労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について」に基づくこと。

(2) 上記4の(2)の活動が認められる労災協力医に対しては、労災協力医ごとに作成された「労災協力医活動報告書」(別添様式6)に基づき、都道府県労働基準局長が月額で一律20,000円の謝

金を支給すること。

この場合の支出科目は、労働保険特別会計労災勘定（項）業務取扱費（目）諸謝金であること。

6 労災協力医に係る名鞭の作成について  
（削除）

7 その他

本通達は、平成8年4月1日から施行する。

（本通達は、平成9年7月1日から施行する。）

編注： 別添様式（略）

別紙1及び2（略）